

# エネルギー供給温暖化対策計画書制度 Q & A

令和5年6月

このQ&Aにおいて使用する用語は、長野県地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

\*\*\*\*\*

## 【目次】

【制度全般】		頁
Q 1-1	エネルギー供給温暖化対策計画書制度の趣旨は何か。	2
Q 1-2	条例第 25 条第 9 項の「規則で定めるところ」は、具体的にどのような扱いか。	2
Q 1-3	条例第 25 条第 1 項の「規則で定める期間」（以下「計画期間」という。）の途中から電気の供給を始めた場合、また供給を止めた事業者の計画の提出はどのような扱いか。	2
Q 1-4	エネルギー供給温暖化対策計画書制度の対象者は具体的にどのような事業者か。	2
Q 1-5	自家発電、余剰・全量売電をしている住宅、工場などは対象とならないのか。	2
Q 1-6	計算に用いた根拠資料は提出する必要があるか。	2
Q 1-7	計画書の提出後、計画を改定したい場合はどうすればよいか。	3
【様式第 1 号の記載方法】		
Q 2-1	「1 事業者等の概要」はどのような内容を記載するのか。	4
Q 2-2	「1 事業者等の概要」では電力供給量、「9 の 1 再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量に関する見通しと実績」では調達量の表現となっているが、どのような数値を記載するのか。	4
Q 2-3	「4 エネルギーの供給に係る地球温暖化対策のための基本方針」、「5 エネルギー供給温暖化対策計画の推進に係る体制」欄など、全社的な取組に係る項目があるが、県外の取組を記載してもよいか。	4
Q 2-4	報告の対象となる基礎排出係数及び調整後排出係数とはどのように算出するのか。（例えば、各燃料の発熱量や排出係数の扱い）	4
Q 2-5	「9 の 1 再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量に関する見通しと実績」欄における、「再生可能エネルギー源の種類（内訳）」の具体的な記載方法はどうか。	4
Q 2-6	目標・実績数値の中には定性的なものしか記載できないものがあるがどうか。	5

## 【制度全般】

### (エネルギー供給温暖化対策計画書制度の趣旨)

#### Q 1-1 エネルギー供給温暖化対策計画書制度の趣旨は何か。

A 1-1 ①エネルギー供給者側から温暖化対策、再生可能エネルギーの普及・供給拡大を促進、②県民へのエネルギー供給情報の提供（より環境に配慮したエネルギー使用の選択を可能とする）を目的とし、幅広くエネルギー供給側からの温暖化対策等を促進するものです。

### (エネルギー供給温暖化対策計画の実施状況等の報告)

#### Q 1-2 条例第 25 条第 9 項の「規則で定めるところ」は、具体的にどのような扱いか。

A 1-2 4月1日から翌年の3月31日までの期間における当該計画の実施状況について、毎年度、報告するものです（計画の提出とは異なり、毎年度提出が必要です）。なお、毎年度7月末日までに、前年度の実施状況等について報告を行います。

### (計画期間の中途における参入・撤退)

#### Q 1-3 条例第 25 条第 1 項の「規則で定める期間」（以下「計画期間」という。）の途中から電気の供給を始めた場合、また供給を止めた事業者の計画の提出はどのような扱いか。

A 1-3 計画期間の途中から電気の供給を始めた場合は、電気の供給を開始した日の属する年度の翌年度に当該計画期間の最終年度までにおける計画を提出し、計画書を提出した翌年度以降は毎年度、実施状況等の報告が必要です。

また、計画期間の途中で供給を止めた場合であっても、計画期間終了の翌年度まで毎年度報告書を作成し、提出することが必要となります。

### (エネルギー供給温暖化対策計画書制度の対象者)

#### Q 1-4 エネルギー供給温暖化対策計画書制度の対象者は具体的にどのような事業者か。

A 1-4 電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者のうち、県の区域内に電気を供給している事業者です。

### (エネルギー供給温暖化対策計画書制度の対象者)

#### Q 1-5 自家発電、余剰・全量売電をしている住宅、工場などは対象とならないのか。

A 1-5 電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者が制度の対象です。自家発電や電力を販売していても、小売電気事業者に該当しない場合は制度の対象とはなりません。

### (提出資料)

#### Q 1-6 計算に用いた根拠資料は提出する必要があるか。

A 1-6 提出の必要はありません。

(計画の改定)

Q 1-7 計画書の提出後、計画を改定したい場合はどうすればよいか。

A 1-7 条例第 25 条第 7 項の規定のとおり、計画を改定したときは、速やかに、当該変更後の計画を知事に提出することが必要です。

なお、改定前の計画書に付記した実施状況等の報告については、可能な限り転記することを原則とします。

また、改定した計画の提出後の扱いについては、通常の提出と同じです。

## 【様式第1号の記載方法】

### （事業者等の名称等）

Q 2-1 「1 事業者等の概要」はどのような内容を記載するのか。

A 2-1 法人にあつては、「氏名又は名称」欄は法人名を、「代表者名」欄は代表権をお持ちの方の氏名（社長名等）を、「役職名」欄は代表権をお持ちの方の役職名を、それぞれ記載してください。

また、「主たる事務所の所在地」欄は主たる事務所の所在地（法人にあつては本店の所在地）を記載してください。

### （電力供給量・調達量）

Q 2-2 「1 事業者等の概要」では「電力供給量」、「9の1 再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量に関する見通しと実績」では「調達量」の表現となっているが、どのような数値を記載するのか。

A 2-2 「電力供給量」は販売電力量を、「調達量」は発電所から調達した電力量を記載してください。

なお、「電力供給量」における「総量」は会社全体の供給量を、「長野県」は長野県内の需要家への供給量を記載してください。

また、計画書では基準年度の実績値を、報告書では報告年度における毎年度の実績値を記載してください。

### （全社的な取組に係る項目）

Q 2-3 「4 エネルギーの供給に係る地球温暖化対策のための基本方針」、「5 エネルギー供給温暖化対策計画の推進に係る体制」欄など、全社的な取組に係る項目があるが、県外の取組を記載してもよいか。

A 2-3 県外の取組を記載いただいて結構です。

### （基礎排出係数及び調整後排出係数の算出）

Q 2-4 報告の対象となる基礎排出係数及び調整後排出係数とはどのように算出するのか。（例えば、各燃料の発熱量や排出係数の扱い）

A 2-4 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表において用いられる方法により算出することを原則とします。

### （再生可能エネルギー源による発電量の種類）

Q 2-5 「9の1 再生可能エネルギー源により発電された電気の調達量に関する見通しと実績」欄における、「再生可能エネルギー源の種類（内訳）」の具体的な記載方法はどうか。

A 2-5 会社全体の再生可能エネルギーの調達量の内訳を「再生可能エネルギー源の種類（内訳）」の電源ごとに具体的な数値を記載してください。調達量は、再生可能エネルギー源により発電を行っている発電所から調達した電力量を記載します。

(数値目標)

Q 2-6 目標・実績数値の中には定性的なものしか記載できないものがあるがどうするか。

A 2-6 基本的に、目標・実績数値は具体的な数値を記載していただくものです。

ただし、事業者の状況により記載ができない場合はその旨、理由とともに記載してください。